

令和5年度第2回古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録
(要点筆記)

【会議の名称】

令和5年度第2回 古賀市上下水道事業経営等審議会

【開催日時】

令和5年7月27日(木) 9:55~11:30

【開催場所】

古賀市役所 第2庁舎2階 中会議室

【傍聴者数】 0人

【出席者】

委員：木下委員(会長)、浦野委員(副会長)、西本委員、宮崎委員、渋谷委員

事務局：小山建設産業部長、足立上下水道課長、渋谷参事補佐兼上水道係長、大砂総務・上水道管理係長、真崎下水道管理係長、三原下水道係長、松岡給排水係長、廣田業務主査、安武業務主査、向井業務主査、龍主任主事

【会議の内容】

1. 開会

2. 会長あいさつ

会議の成立の及び資料の確認

- ・委員7名のうち5名の出席により、会議成立を報告
- ・本日の傍聴者は0名
- ・資料の確認

3. 議事

会長による説明

- ・今回は説明する内容が多いため、資料ごとに区切って説明してもらう。
- ・区切りごとに、わかりにくいところや理解できないところがないか確認する。
- ・全体を通しての質疑については、全ての説明が終わった後に時間をとる。

(1) 古賀市下水道事業の現状について

●下水道係長：以下の資料に基づき説明

資料1「古賀市下水道事業の現状について」

- ・下水道の種類は古賀市の場合大きく分けて3つ。下水道(市内中心部)、農業集落排水(農村部)、それ以外のところは、だいたい合併浄化槽、それぞれの方法で汚水処理をし、水をきれ

いにしてから公共用水域に放流している。

- ・古賀市では昭和 36 年に都市下水路の整備を開始し、昭和 41 年度に公共下水道事業に着手し、現在も区域の拡大をしてきている。
- ・公共下水道の認可区域以外については合併処理浄化槽の補助金制度を創設し合併処理浄化槽の設置を推進してきた。
- ・また、農村部の集落の整備として平成 12 年に小山田地区で農業集落排水事業に着手、その後筵内・久保地区、町川原・谷山地区、薦野・米多比地区まで整備を進め、このうち筵内・久保地区と、町川原・谷山地区は、公共下水道区域に編入をした。
- ・公共下水道事業の概要説明は資料 8 ページの通り。行政人口と公共下水道処理人口の推移としては、行政人口は昭和 55 年からのデータでみると、ずっと伸びてきていたが現在は若干横ばい状態となっている。処理人口も行政人口と同じく伸びてきていたが、今はもうほぼ横ばいの状態。
- ・農業集落排水事業は、市内には小さな農業集落が点在、分散しているため、大規模な下水道の汚水処理システムを作ると非常に効率が悪いため、農業振興地域の 1~2 集落単位で汚水処理施設を建設し、処理区域内の専用管路を整備して処理をおこなっているもの。小山田地区が平成 16 年度、薦野・米多比地区は平成 29 年度から供用を開始している。
- ・合併処理浄化槽は各家庭に「ミニ処理場」を設置しているようなもの。各家庭の浄化槽で生活雑排水とし尿を処理する。下水道の処理と異なり合併処理浄化槽で処理後、汚泥はバキュームで吸い上げ、鹿部にある海津木苑（うつぎえん）に搬入される。現在、市内の合併処理浄化槽の設置数は 826 基。処理人口は 4,109 人。

資料 2 「古賀水再生センターの概要」

参考資料 1 「下水道事業におけるストックマネジメントについて」

- ・古賀水再生センターは昭和 53 年 5 月供用開始。処理方式は「標準活性汚泥法」。
- ・合流管は、汚水と雨水（うすい）との両方が入ってくる管で、市街の中心部の方に整備されている。分流管のエリアでは汚水と雨水を別にしており、分流管は汚水のための管となる。水再生センターでは分流管の場合は 4 つ、合流管の場合は 2 つの池で処理するように整備されている。処理能力は日量 4 万 1,700 m³で、現在の使用量は 3 万 3,700 m³。
- ・古賀水再生センターは玄海国定公園内にあり、周囲を松林に囲まれている。外観は煉瓦造りで建設当初は全国でも稀な景観に配慮した施設であった。建設から約 45 年が経過しており施設もかなり老朽化してきている。
- ・参考資料 1 は「下水道事業におけるストックマネジメントについて」という資料。全国的に下水道管の老朽化が非常に著しくなっており、管渠の激しい腐食やそれに伴う陥没などの増加がみられ大きな問題となっている。古賀市においても更新が必要な管渠も増加してきており、陥没なども多くなっている。
- ・このような状況を踏まえ、国は「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的に老朽化した管渠等の更新工事を行っていくべきだという考えを示し、古賀市においてもストックマネジメント計画を策定している。詳細は参考資料 1 を見ていただきたい。

〔質 疑〕

委員：汚水の処理については理解した。雨水は基本的に海にそのまま流すという理解でよいか。

事務局：雨水は、合流管を使って排除しているところは水再生センターを通じて処理をしたあとに海に放出し、都市下水路を通して処理しているものも最終的には海の方に流れていく。ただし分流管を整備しているところについては、雨水管を通しての河川放流であったり、調整池に流れ込んだ後に、最終的に河川に放流したりするような方式をとっている。

委員：資料を見ると、行政人口の下水道処理人口の推移が横ばいになっている。人口の横ばいはわかるが、処理人口も横ばいになっているのはなぜか。

事務局：行政人口自体が減ると下水道使用者も減っていく。また、例えば、管渠整備を行って1年間で約20件が公共下水道に繋がれた場合、行政人口が横ばいの場合はどうしても伸びしろが少なくなってくる。

また、例えば、管渠整備により令和4年度に公共下水道に100件つなぎこみが行われたとすると、下水道につなぎこんだものの、それ以外のすでに整備されているところから転出する方もいる。以前は人口が伸びつづけていたが、今は横ばいになってきているため、それに伴い伸びしろも少なくなっている。

また管渠の整備自体が昔に比べてなかなか補助がつきにくくなっているということもある。私たちは補助事業を活用して工事を行っており、補助額が少なくなるのに伴い工事の進む距離も少しずつ短くなってきている。現在は少しずつ管渠整備を行っているところである。

委員：ストックマネジメントについて古賀市でも作成しているということだが、簡単に説明していただけないか。

事務局：古賀市では管渠の老朽化を調べるために、下水道管にカメラを入れての調査を行っている。その中で老朽化や腐食が激しいところなど、緊急度合いが高いところを計画に載せていっている。計画に載っていなければ国から補助金がおりにないため、下水道管は5年に1回の調査を行っている。

また、それ以外にも処理場の機械やポンプ場のポンプなどの設備も老朽化しており、こちらのほうが交換に莫大なお金がかかる。

今後もそのまま問題なく使えるのかという健全度、すぐに取替える必要があるのかの緊急度、重要度、使用年数などについてリスト化し、それに基づき今後どのような更新計画を立てていくかについてまとめたものがストックマネジメントである。

委員：資料1の3ページから5ページにかけて、下水道の種類が3種類あるという説明のなかで、農業集落排水が非常に効率的だという話があった。

全体を通して見て、合併処理浄化槽と公共下水道と農業集落排水の3つのバランスが今最も効率的になっているのかどうかについて教えてほしい。

事務局：公共下水道については、人口が集中しているところに整備しているため、比較的バランスはよいが、農業集落排水の地域については人口が減少していることもあり、財政上非常に厳しい状況。また合併処理浄化槽については補助金制度を設けており、設置している各家庭で

清掃費などを負担していただいているが、やはりバランス感でいうと財政的には非常に厳しい状況である。

●下水道管理係長：以下の資料に基づき説明

資料3「下水道事業財政の仕組みについて」

- ・下水道事業の経営は独立採算性の原則というものが適用される。当該企業の経営に伴う収入をもって基本的に経費を賄わなければならないとなっている。
- ・下水道の中には雨水も入ってきているが、雨水は公費で賄い、汚水は下水道使用料で賄うことが原則となっている。
- ・下水道使用料の算定については、汚水処理にかかる費用と健全な経営を確保するために必要な資金も算定した上で、下水道使用料の単価を決定していくこととなる。
- ・下水道事業会計は「収益的収支」と「資本的収支」という2つの財布を使ってお金の管理をしている。
- ・収益的収支の収入は下水道使用料など、支出は修繕費や機械を動かすための電気代などの費用などが挙げられる。これらを「収益的収支」という財布の中のお金を出し入れしているイメージ。
- ・対して「資本的収支」は、老朽化した下水道管の更新や新たな施設の設置など、建設するためのお金の出し入れをする財布のようなもの。主な収入としては補助金、銀行などからの借入金などで、支出は工事費や設計委託費などが挙げられる。借入金返済の元金なども資本的収支に含まれる。
- ・資料3の4ページに令和4年度の下水道事業会計の決算を参考に収益的収支、資本的収支を整理して載せている。
- ・①収益的収支(3条予算)のうち「収益的支出」の中の例えば管渠費は管渠を維持するために要した費用であり、その右側の「収益的収入」には下水道使用料などが含まれる。
- ・収益的支出の左側の汚水処理費、雨水処理費などは、汚水処理に要した費用や雨水処理に要した費用などに支出を振替えたものである。このうち汚水処理費が下水道使用料で賄う形となる。雨水処理費は一般会計から「雨水処理負担金」という名称でお金をもらい、それで賄うのが基本的な流れとなる。この一般会計からのお金を「繰入金」という。
- ・一般会計からの繰入金は基準が総務省から出されており、決算の結果、雨水処理に実際にかかった費用と一般会計からもらった金額に差がある場合、余れば返し、不足すればもらうことで翌年度に清算している。
- ・②資本的収支(4条予算)は「資本的支出」の方が「資本的収入」より大幅に上回っている。資本的収支の構造上、収入よりも支出が上回る形となりやすい。収入の不足分は「補てん財源」で賄うことで、下水道事業の財政全体を回している。
- ・資料3の5ページ、【補てん財源】とは、「減価償却費」や「資産減耗費」、「長期前受金戻入」など実際にはお金の支出のない費用の計上によって生じた資金をいう。
- ・補てん財源として積み立てたお金の超え、さらに支出してしまうと収益的収支のために確保しているお金まで使うような形になる。補てん財源はお金の使いすぎかどうかの指標にもなりえる。
- ・このため、収益的収支だけではなく現時点で補てん財源が足りているか否かについても着目し、資本的収支の黒字・赤字をきちんと把握していかなければ、最終的に会計がうまく回らなくなることとなる。
- ・資料3の6ページ

【減価償却費】

資産は耐用年数に合わせて次第に老朽化し使えなくなっていくという考えのもと、固定資産を減価償却で減らすような形で支出をしていく。

【長期前受金】

収入の方にあがる。例えば国庫補助金で補助金が 5 割あったとすると、長期前受金という形でお金を確保しておき、資産と同じように減価償却に合わせて逆に収入としていく。これを「長期前受金戻入」という。

- ・減価償却費と長期前受金の差額分が補てん財源として蓄えられることになる。
- ・資料 3 の 7 ページ

【一般会計繰入金】

一般会計（公費）で負担することが認められている国の基準が 7 ページの表のとおりいくつかある。基本的にはこの基準に合わせて一般会計からお金をもらいながら下水道事業会計を賄っていくような形となる。

〔質 疑〕

委員：「長期前受金」について確認したい。資料 3 の 6 ページによると長期前受金は、「資産を取得する際の補助金等の財源をいう」とあるが、それを 4 ページの資料に当てはめていくと、他会計補助金や、国庫補助金などが、長期前受金という理解でよいか。

事務局：国庫補助金や、工事負担金などの収入を「長期前受金」という形にしている。

逆に支出のほうは、「固定資産」という資産として残す。

固定資産に関しては「減価償却費」という形でどんどん収益的収支の支出に計上していき、収入側で蓄えている長期前受金は、「長期前金戻入」という形で収益的収支の収入に計上していく。

委員：では、国庫補助金や他会計補助金などの資金をプールしていて、それを今年の一部取り崩して、収益的収入に取り込んでいくというのが、長期前受金戻入なのか。

事務局：実際のお金というよりは長期前受金は、例えば 1000 万のものを作ったとし、耐用年数が 10 年だったと仮定すると、単純にここに 100 万あげてしまうと、支出の 100 万だけがどんどん出ていくことになるが、この 1000 万のうち 5 割が国庫補助金とすると、補助金として 500 万入ってきた場合、実際にかかった費用は 500 万になる。

このため、補助金 500 万についても、同じく 10 年で割って 50 万ずつ「長期前受金戻入」という形をとることとすれば 100 万引く 50 万で、50 万だけが実際の支出という形で計上されることになる。

つまり、実際に現金をプールしているというよりも、便宜上、固定資産を減価償却してどんどん費用化していくのに合わせて、当然それにかかった補助金も戻し入れて収益化し、費用を圧縮していくというのが長期前受金の考え方、仕組みである。

●下水道管理係長：以下の資料に基づき説明

資料 4「下水道事業の財政状況について」

* 公共下水道事業の決算（①収益的収支）について

- ・特別利益と特別損失は、過年度にもらい損ねたお金や、払い損ねていたお金がこれにあたる。
- ・一般会計からの繰入金などを翌年度清算した結果、不足した場合はこの特別利益が増え、清算した結果、返金しなければならない場合は、特別損失が増えることとなる。
- ・これらを踏まえた最終的な差引が、純利益、純損失である。
- ・令和4年度は、経常収支は黒字で純損失が赤字となっている。これは令和3年度に一般会計からの繰入金を清算した結果、特別損失が多額に発生して、結果的に純利益、純損失が赤字になったもの。
- ・令和3年度と比較して令和4年度の経常収支はかなり悪化している。物価高騰や維持補修工事の増加などにより、結果的に経常的にかかっている営業収益、営業外収益、営業費用、営業外費用に影響がでて、経常収支も圧縮されてきている。
- ・資料4の1ページの右側の参考の部分は、支出を雨水処理費用、汚水処理費用に分けたもの。令和4年度決算では汚水処理費が増加しており、下水道使用料と比較した場合、汚水処理費にかなり近づいてきている。今はまだ賄えているが、かなり厳しい状況になってきている。

* 公共下水道事業の決算（②資本的収支）について

- ・建設改良のための企業債償還金については基本的に財源となるものがない。一部は国の基準により一般会計で負担するよう示されており、この部分に関しては一般会計のお金をもらっているものの、それでもなお、かなりの不足額である。
- ・資本的収支の差額のマイナス分は、この企業債の償還が影響している。企業債の償還が増えれば増えるほど、資本的収支の赤字が増え、これを補てんするために収益的収支からお金を回さないといけなくなる。
- ・資本的収支の不足額は年々増加する傾向にある。これは、国が基準を設けて一般会計が負担することとなっている企業債の返済が終わる時期にきていることが一つの要因である。
- ・企業債の返済が終われば、その部分の一般会計からの補てんがなくなるため、繰入金も減ってくることになるが、今後も工事は行っていくため、企業債はある程度残って一定の額になってくる。
- ・その結果、企業債償還金の不足額はますます大きくなっていくため、しっかりと収益的収支の中で黒字を出していかなければ、将来、企業債の償還ができなくなるという事態に陥ることも予想される。
- ・資料4の3ページ
企業債償還金について、元金が増えてなかなか減らない原因がもう一つある。償還の方式は「元利均等償還」で、3ページ左にあるように、トータルの金額が同じでも、最初の頃の償還は、利息が多く、元金は少ないという割合だが、終盤に向かえば向かうほど内訳上、元金の割合は増えていき、利息は減っていくようになっている。
- ・収益的収支で利息を償還するため、当初は収益的収支で多く計上することになるが、終盤になると資本的収支で元金を多く計上することとなる。また、平成20年度頃大きな借入を行っており、現在それが終盤を迎えつつあるということもあり、なかなか償還元金が減らない状況にある。
- ・令和4年度までの借入金だけを償還していく場合、令和7年、8年くらいまで償還元金は減ることなく横ばいが続くこととなる。さらに新たな借入をすることになれば、その分が増えることで横ばいの状態はさらに長くなる。それに加え一般会計からの繰入金も減ってくるため、結果的に資本的収支の不足額はますます大きくなっていくと考えられる。

* 公共下水道事業の決算（③収益的収支（非資金仕訳を除く）＋資本的収支）について

- ・資料4の4ページ

前年度の一般会計からの繰入金の清算で、プラス、マイナスが生じて実際の特別利益、特別損失が実際の収支を分かりにくくしている。分かりやすくするために、プラス、マイナスを前年度に戻した結果が一番下の行である。

- ・年度の推移を見てみると徐々に入ってくるお金が減っており、令和4年度は出ていくお金が増えていっていることが分かる。これがずっと続けば下水道事業のお金は尽きてしまい経営が回らなくなるということになる。
- ・令和4年度はトータルとして約1億不足している状態である。物価高騰などもあり、収益はどんどん減っており、反面、支出に関しては企業債の償還がなかなか減らない状態でマイナスが大きくなったことによるもの。この影響は今後も続くと思われ、マイナスの改善は厳しいというのが現状の分析である。

***農業集落排水事業の決算（①収益的収支）について**

- ・資料4の5ページ、
農業集落排水事業については、汚水処理費用を下水道使用料では全然賄えていない。差額分は、現在一般会計から赤字補てんという形で補てんしてもらっているの、それでなんとか賄っているような状態。
- ・収益が上がらない要因は、市街地と比べると1つの管渠に接続する戸数が少ない、住宅が散在している結果、経費がかかる反面、収益には繋がらないため。
- ・古賀市の政策として、市内どこでも同じ料金で使えるようにしているため、使用料については公共下水道使用料と同額としている。そのため、下水道使用料では賄うことができない差額分を一般会計から補てんしてもらっているのが現状である。

***農業集落排水事業の決算（②資本的収支）について**

- ・資料4の6ページ
建設改良費に関してはすでに大きな建設改良工事は終了しており、支出もそこまで大きくない。
- ・企業債償還金に関しては、財源はほぼないため不足額が生じる。工事終了分についても、償還が始まっているため償還金は増加しており資本的収支の赤字額が増加傾向にある。
- ・このため、今後、農業集落排水事業に関しては、本来、下水道使用料で賄うべき資本的収支の補てん財源不足額についても、一般会計と調整しながら繰入を行わないと経営が成り立たなくなる可能性が大きい。

***補てん財源の状況**

- ・資料4の8ページ
収益的収支の中でしっかりと黒字を出せていれば、黒字分を積立金として補てん財源に回すことができる。つまり資本的収支の赤字分は収益的収支で十分な黒字を出すことで賄うことができる。収益的収支の黒字をしっかりと出していけないと会計全体がうまく回らない。

***経営指標**

- ・資料4の9ページ
「経常収支」は最低100パーセントを超えなければいけない。古賀市はかなり減っていているが100パーセントは超えている。

「経費回収率」とは、使用料で汚水にかかる経費をどれだけ賄えているかというもの。汚水にかかる経費だけでみると、古賀市は100パーセントで、公共下水道事業については賄えている状態である。

・資料4の11ページ

「管渠老朽化率」は法定耐用年数を超えた管渠をどれぐらい持っているかという指標。古賀市は整備が早かったため、類似団体と比較するととても高い数値になっている。

* 県内市町村の下水道使用料比較

・資料4の13ページ

令和3年度の決算統計のデータを使い、一般的な家庭の排水量と言われている一月あたり20^mの公共下水道事業の下水道使用料を比較したもの。

北九州市、福岡市などスケールメリットがあるところや、他の市町村と一緒に処理をしている流域下水道の料金は安価である。しかしそれ以外の市町村と比較すると、古賀市は現状とても安い料金で抑えられているといえる。

[質 疑]

委 員：9ページの(2)経費回収率について、農業集落排水事業は100パーセントを切っているが、一般的には100より低いということはどういうことなのか。

事 務 局：まさに今、国の方でも問題視しているが、汚水処理にかかる費用を100パーセント下水道使用料で賄いきれていないということ。そういうところは一般会計からの繰入に頼っているところが多い。これは結局、下水道使用者からお金を取らず、下水道を使用していない市民も含めた市民全体の税金から賄うことになる。

古賀市は公共下水道事業の経費回収率は100パーセントを超えているので、必要な汚水処理にかかる経費については使用料から賄っているといえる。

委 員：資料4の4ページの青の(A)+(B)の部分について、ここが隔年でプラス、マイナス、プラス、マイナスとなっている理由はなにか。

事 務 局：4ページの「特別利益」と「特別損失」とを交互に計上していることについて、これは一般会計から前年度にもらい過ぎたため、翌年はそれを踏まえて金額を少なめに設定したところ、今度は不足してしまったというような感じでうまく算定できていないため。

下水道事業は法適化してまだ数年であり、予算段階でまだ繰入金がどれくらいが適当か決められていない。

繰入金については、基本的に、当初予算のタイミングで金額を決めて、一度その金額を収入し、翌年度に清算するという流れでやっている。しかし、翌年度清算することから本当の財政状況が分かりにくくなっている。

一番下のピンクの(A)+(B)の部分は、特別損益を前年度に振替えた場合の数字で、こちらのほうが財政状況についてわかりやすいのではないかと思う。

委 員：こういうふうに数字が変わっても、管理上はそんなに問題ないのか。

事務局:管理上の問題はないが、経営状況がわかりにくいと思う。

他の市町村のなかには繰入金を清算しないところもあるが、古賀市は翌年に清算することとしている。

当初予算でしっかりと金額が算定できていれば、そこまでずれることはない。令和4年度は、ずれが248万ぐらいだったので、わりときれいにいったのではないかと思う。これが続けば今後はさほど特別損失、特別利益が出なくなるのではないかと考える。

委員:資料4の13ページ、古賀市は、下水道料金そのものは高くないが収支がうまくいって、一方で他の市町村には、下水道料金が高いのに収支がうまくいってないところがあるようだが、これはどういうことが原因でそうなるのか。

古賀市はどういうところでうまくいっているといえるのか。

事務局:一つ考えられるのは、古賀の管渠老朽化率は全国に比べてかなり高い。これは更新分の費用を抑えているため。維持補修の費用にいくら分けるかにもよるが、資産をそのままできるだけ長く使い続けているというような状況が結果的には費用を抑えている。例えば耐用年数を超えてしまえば減価償却費という費用の計上がなくなるので費用を抑えることができる。

委員:更新などを控えたままで将来的に問題ないのか。

事務局:資本的収支でお金を借りて施設を作れば収益的収支はそんなに悪化しないかもしれないが、資本的収支のお金を返すときに、お金が足りないということになる。結局、経費回収率は100パーセントであるのに、なぜかお金がなくなってきているという事態がおきたりする。

委員:資料5の5ページ、農業集落排水事業について下水道使用料で汚水処理費が賄えてないという話だった。

一方で先ほどの資料1の説明の際には、農業集落排水事業の方は非常に効率的に運用されているという話だった。なにゆえ賄えてないのに効率的というのか。効率的な運用というのはどういうことか。

事務局:効率な運用というのは、コスト面からみたものではない。

ある集落から公共下水道管まで、管を全部伸ばしてしまうと莫大な経費がかかることから、集落という小さな単位でまとめて処理をするほうが効率的だという考えが当初あって、整備、処理の開始に至ったという経緯があるようだ。

●下水道管理係長:以下の資料に基づき説明

資料5「下水道事業経営戦略の評価について」

- ・「下水道事業経営戦略」について、下水道事業の経営の10年の見通しを立てて、財政的に成り立つような計画を策定するように国から指示があり、古賀市は令和4年度に、令和4年度から13年度までの10年間の下水道の経営戦略として、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの経営戦略を改定した。経営戦略は毎年度モニタリングをして3年から5年のうちには改定するように通知がきている。

参考資料2「古賀市下水道事業経営戦略（公共下水道事業）」

- ・公共下水道事業の経営戦略における評価について

経営戦略の見通しについては資料の通り。処理区域内人口や有収水量の推計値が載っている。実際の数値との比較として、処理区域内人口は想定していたよりも伸びていない。その結果、有収水量、使用料収入についても見込みよりも少ないのが現状である。

- ・経営戦略指標について、想定以上の電気代などの高騰の影響を受けて、経常費用が増加したことで経常収支比率や経費回収率は指標と比較してやや低下している。

汚水処理原価は指標と比較して逆に増加している。

企業債比率では、企業債現在高は計画よりも低い数値になっているが、利益剰余金などの減少により、資本残高も減ってきている。

企業債比率は減少しているが、一般会計からの繰入金が入ってくるような企業債が減って、それ以外の起債が増えているため企業債比率では見えないところではあるが、財政的に少し苦しいものになってきている。

- ・資料5の10ページ〔財政計画（補てん財源内訳、一般会計繰入金）〕

当初計画の中では資本的収支の不足額が増えていくだろうと予測し、利益剰余金で賄う予定だったが、令和4年度は結果的に思ったほど収益が上がらなかったため、代わりに「その他」の部分、令和3年度にプラスになったお金を積立金というお金に移していたため、その積み立てたお金で補てん財源、資本的収支の赤字分を賄うこととした。

参考資料3「古賀市下水道事業経営戦略（農業集落排水事業）」

- ・農業集落排水事業の経営戦略における評価について

処理区域内人口、有収水量、使用料収入の見通しを立てていたが、基本的には経営戦略の見込み通りの数値となっている。

- ・経営戦略における経営指標について計画値よりも実績値のほうがおおむね良好な状態である。

- ・資料5の15ページ〔投資・財政計画（収益的収入）〕

他会計補助金の部分については、一般会計の繰入金が計画よりも下回ったことによって、結果的にこちらも下回る事となっている。しかし、翌年に清算があるため、そこまで問題ではないと考える。

- ・資料5の16ページ〔投資計画（収益的支出）〕

収益的支出の経費の部分は思ったよりもマイナスにはなっていない。動力費や材料費自体はやはり上回っているが、委託料を見直したことで費用を抑えることができ結果的に経費としては計画よりも下回る数値にすることができた。

- ・資料5の18ページ〔財政計画（資本的支出）〕

建設改良費は、工事期間を長めに見込んでいたが、予定より早く終了したためマイナスが生じたものの。

「その他」部分のマイナスは、当初、基金を積み立てる予定だったものの、収益的収支の黒字が予想していたほどでなく、資本的収支の支出の赤字額を増やさないために、基金への積み立てを取りやめ、資本的収支の赤字を圧縮した結果である。

〔質 疑〕

委 員：2 ページ目の処理区域内人口について、今後、人口は減少していくと見込まれているが、都市計画をはじめ、他の計画などをみると、例えば工場誘致などの場合は、人口増加のイメージを私は持っていた。

将来の人口を見込む場合、人口が減少するのか増加するのかで、全体の計画は全く違ってくると思う。なぜ人口が減少すると見込んでいるのか教えてほしい。

事 務 局：市町村が立てている計画は、見込み的、目標的な数字である場合がある。

一方で、国が出しているような人口推計はぐっと下がるようなかたちになっている。

あまりいい数字で作っていると、後々、実際に目標の数字が出なかったときに経営が大変になるため、国が出しているような人口推計を使って人口を推計している。

委 員：資料5の5ページの企業債比率について、企業債の残高は令和13年度の見込みで75億ということで、なかなか残高が減らないというところがあると思うが、一方で先ほど、資料4の3ページの企業債における償還元金の推移のほうではずっと減っている。このグラフの数値の根拠と矛盾はしないのか。

事 務 局：これは、令和4年度まで借りた金額だけの償還金を並べたもの。

令和4年度までの借り入れで、今後何も借り入れしなくても令和7年、8年くらいまでは減らない。今後も建設改良を行うため、借入をすればするほど横ばいがのびることとなる。

●〔全体質疑〕

委 員：資料3の4ページで一般会計からの繰入金について収益的収支のところであり、雨水処理の負担金は公費負担ということで問題ないと思うが、古賀市として一般会計からの繰入金の中でどの部分に問題があるかと考えるか教えていただきたい。

事 務 局：令和4年度は、公共下水道事業は一般会計から基準外繰入をしていない。交付税措置として国が一般会計にお金を渡すもののうち、下水道事業に回すようにと総務省が定める基準内の繰入のみ。

繰入の内訳としては、企業債の元利償還金のうち、国が進める事業を実施するにあたり、国が元金を補てんするというで当時借りたものの償還にかかる元金や利子、それ以外にも普及促進ということで水洗化を進めるための促進費、水質をきれいに保つための要した費用など。これらは総務省の基準に基づいた基準内の繰入である。

一方、基準外繰入、総務省の基準がない繰入としては、農業集落排水事業からの汚水処理負担金と下水道使用料の差額分だけを基準外繰入としてもらっている。

委 員：おそらく数字を見る感じでは、一般企業でいうところのいわゆる黒字倒産に近づいていくのではないかと、資金が苦しいのではないかと印象を持った。このまま一般会計からの基準内繰入で足りなくなった場合は、基準外繰入をして維持していくことになることもあるのか。

事務局：それは皆さんと決めていくことになる。

使用料で賄えない場合には一般会計から繰り入れることになるが、下水道を使用している方に負担してもらって賄うべきものを一般会計、つまり税金で賄うとなると、使っていない人たちも負担することになるため不公平感が大きく生じてしまう。

汚水は私費で賄うべきだという原則があることから基準外繰入については基本的には難しい。

委員：基準内繰入を前提にして検討していかなければならないということを理解した。

委員：かなり詳しく説明してもらったが、数字的なものの理解は難しく感じた。ただ、最後に話があった汚水処理費を下水道使用者からではなく一般会計、税金から賄っていることが問題だということだけは深く認識できた。そういった説明を一般の人にもしてもらえると、よく理解できるのではないかと感じた。

委員：資料4の8ページ、補てん財源の状況についてかなり平成31年から令和4年まで悪化しているが、今後の見込みとして、来年また補てん財源を増やすことができる状況にあるのか。

事務局：正直厳しい。令和3年度は黒字分を積立金というかたちで資本的収支の赤字分に回すことはできたが、令和4年度の決算ではそれほど収益がでていない状態で、積立金として積み立てるお金もない。

令和5年度に関しては下水道使用料についての検討を今年度中にやるということを条件に、一般会計から1億円を出資してもらった。ただ、これも税金を使うことになっており、早急に下水道使用料はこれでよかったのか検討、算定しなおす必要があり、今回審議会で説明させていただいているような状況である。

4. その他

事務局

- ・報酬は8月30日までに支払う。
- ・1回審議会会議録確認書及び第3回審議会日程調整表を会議終了後に提出のこと。
- ・会議資料の送付は、次回第3回の会議の1週間前までに送付の予定。